

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

標準報酬制度に係る事務処理等の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴所属所の組合員に周知していただきますようお願いします。

記

1 3歳未満の子を養育する際の長期給付の算定基礎に関する特例について

(1) 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類

当共済組合へ提出する際の添付書類について、下記の条件に該当する場合、提出を省略できることとします。

添付書類	省略できる条件
①申出者との身分関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	・当共済組合で子を被扶養者として認定した場合 ・当共済組合へ育児休業等掛金等免除又は育児休業手当金を申請した場合
②養育開始日及び同居が確認できる書類（住民票等）	・他の手続きのために、左欄の書類を既に当共済組合に提出している場合 (提出日から遡って90日以内に発行のもので、かつ特例を開始した時点で同居していることが確認できるもの。)

(2) 「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出事由

届出書の提出事由について、下記のとおり変更します。

変更前	変更後
1 3歳到達	1 削除
2 組合員の退職	2 削除
3 他の子を養育	3 他の子を養育
4 子を養育しなくなった	4 子を養育しなくなった
5 育児休業等（掛金等免除）の開始	5 育児休業等（掛金等免除）の開始
6 産前産後休業 <sup>(※1)</sup> （掛金等免除）の開始	6 産前産後休業 <sup>(※1)</sup> （掛金等免除）の開始

### (3) 申出書等の様式変更

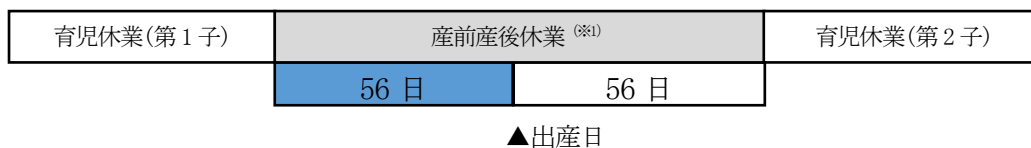
(2)の変更等により、次の申出書等の様式を変更します。(別添のとおり)

様式名	変更内容
3歳未満の子を養育する旨の申出書〔整理番号56-6〕	・養育することとなった事由の欄を新たに追加 ・養育することとなった日の属する月の前月に加入していた他の実施機関を記入する欄を新たに追加 ・共済組合記入欄の削除
3歳未満の子を養育しない旨の届出書〔整理番号56-7〕	・養育しないこととなった事由の項目を6項目から4項目へ変更

## 2 育児休業等終了時改定の対象について

育児休業等を終了した日の翌日から産前産後休業<sup>(※1)</sup>を開始している組合員は、育児休業等終了時改定の対象としないこととしていますが、当該産前産後休業<sup>(※1)</sup>が**出産の日以前42日(多胎妊娠の場合にあっては98日)より前に開始したものであるときは、育児休業等終了時改定の対象となります。**

(育児休業等終了時改定の対象となる場合)



(育児休業等終了時改定の対象とならない場合)



上記取扱いにより、育児休業等終了時改定に該当する組合員が申出を希望する場合には、当共済組合へ「標準報酬育児休業等終了時改定申出書(整理番号56-4)」を提出してください。

## 3 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う変更について

育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、これらに準ずる子(以下「監護期間中の子」という。)を含めることとされたことに伴い、次の取扱いを変更します。

### (1) 育児休業等終了時改定

監護期間中の子等について育児休業等を取得した組合員が、当該育児休業等を終了した場合も、育児休業等終了時改定の対象とします。

(2) 3歳未満の子を養育する際の長期給付の算定基礎に関する特例

組合員又は組合員であった者が、3歳未満の監護期間中の子等を養育する場合についても、3歳未満の子を養育する際の長期給付の算定基礎に関する特例の対象とします。

なお、当該特例の申出を行う際の添付書類については、市町村長その他相当な機関による証明書<sup>(※2)</sup>を認めることとされています。

(※1) 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第43条第14項に規定する「産前産後休業」のこと。

鹿児島県職員の勤務規則第14条及び鹿児島県学校職員の休暇取扱規則第5条に規定する特別休暇である「産前産後休暇」と同一ではないので注意のこと。

具体的には、法は産前42日（6週間）、産後56日（8週間）の期間を「産前産後休業」と規定しており、県の規則は産前56日（8週間）、産後56日（8週間）の期間を「産前産後休暇」と規定している。

実態として、法の適用の差異はあるが、「産前産後休業」を「産前産後休暇」と読み替えて事務処理を行うことになる。

なお、育児休業に引き続き43日以上「産前産後休暇」を取得した場合、出産の日以前42日に達するまでの間は「掛金等免除」の対象とならないので留意のこと。

(※2) 家庭裁判所が発行する事件係属証明書や児童相談所が発行する証明書等

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部  
(県教育庁総務福利課内)  
福利係 益満  
電話 099-286-5206